

平成26年3月教育委員会会議（臨時）の要旨

1 日 時

平成26年3月3日（月）

開会 14時

閉会 15時22分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長	山縣 俊郎
委員長職務代理者	岡野 芳子
委員	中田 範夫
委員	宮部 秀文
委員（教育長）	田邊 恒美

4 欠席委員

委員長職務代理者	稲野 靖枝
----------	-------

5 出席者

教育次長	上野 清
教育次長	竹本 芳朗
審議監	小西 哲也
審議監	河村 行則
教育政策課長	河村 邦彦
教職員課長	廣川 晋
義務教育課長	清時 崇文
高校教育課長	岩本 龍治
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	藤村 恭久
世界アウトジャンボリー開催支援室次長	河村 祐一
人権教育課長	尾崎 敬子
学校安全・体育課長	栗林 正和
教育政策課企画監	濱井 昭巳
やまぐち総合教育支援センター次長	十河 悟

議 案

議案第1号『平成25年度山口県一般会計補正予算（第7号）についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

平成25年度3月補正予算の概要について

1 概 要

(単位:千円)

経費別	現計予算額	3月補正額	補正後額	主な増減(単位:百万円)
一般行政 経 費	21,473,682	241,383	21,715,065	退職手当(応募退職者増) 598
施 策 的 経 費	623,743	△47,625	576,118	「地域協育ネット」推進事業 (市町補助実績減) △10
県営建築	3,910,183	△35,238	3,874,945	
		【経済対策】 63,491		下関南総合支援学校外壁改修 63
		【通常分】 △98,729		校舎改築費 27 〔響高校旧本館棟解体工事 60 その他 △33〕 大規模改造 △54 〔屋体天井耐震化の工法変更 50 その他(仮設校舎リース料等) △104〕 施設整備費(特別支援) △71
災 害 復 旧 費	60,000	△49,874	10,126	予備費を残し補正減
給 与	105,750,187	△1,344,134	104,406,053	
合 計	131,817,795	△1,235,488	130,582,307	

2 繰越明許費

(単位:千円)

事 項	事業箇所	繰越予定額	備 考
校舎改築費		1,333,412	
	防府商工第2体育館他新築工事 他 計8件	1,273,472	当初想定していた工事車両進入路 の変更による工事施工方法の変更 等のため。
	響高校旧本館棟解体工事	59,940	基礎が欠損し、危険な状態にある建 物の解体を早急に進めるため。
大規模改造事業 費	下関工業普通教室棟大規模改造 事業他 計7件	1,319,019	再編整備に伴う改修内容の調整や 地元調整等で不測の日数を要した ため。
土地購入整備費	岩国総合高校法面工事他 計3 件	130,271	掘削土落下防止対策等に係る調整 に不測の日数を要したため。
施設整備費		184,202	
	山口総合支援学校土地造成工事 他 計2件	120,711	開発許可手続に係る調整に不測の 日数を要したため。
	下関南総合支援学校普通教室棟 外壁改修設計・工事	63,491	国補正予算による対応のため。
指定文化財保存 事業費補助	下関前田台場跡史跡等買上げ	1,350	移転補償の調整に不測の日数を要 したため。
	計	2,968,254	

国の経済対策に係る 3 月補正予算の概要

1 補正理由

総合支援学校における児童生徒の就学環境の安全確保を進めるため、非構造部材の耐震化について、国の経済対策を活用し、前倒して実施する。

2 国の経済対策(好循環実現のための経済対策)の概要

《基本方針》

消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減緩和のため、平成 26 年度前半に需要が発現する施策に重点化しつつ、力強い成長軌道への早期復帰に向けた経済成長力底上げや持続的経済成長実現のための施策も重点化し、未来への投資とする。

《内 容》総額 5 兆 4,956 億円

○競争力強化策 1 兆 4,184 億円

企業設備投資支援、中小企業資金繰り支援、国立競技場等 20 年東京五輪施設整備など

○女性・若者・高齢者・障害者施策 3,005 億円

女性・若者・高齢者等の雇用拡大や賃上げ等の処遇改善推進に向けた「地域人づくり事業」の創設、保育所整備など

○復興、防災・安全対策の加速 3 兆 1,274 億円

学校施設等の耐震化、福島再生加速化交付金(健康管理対策や公営住宅等整備)新設など

○低所得者等への影響緩和 6,493 億円

低所得者への現金給付、子育て世帯への児童手当上乗せなど

→ **学校施設等の耐震化(公立学校分) 1,506 億円**

【事業内容】

平成 26 年度耐震化予定箇所のうち、学校安全対策に係る国庫補助の対象であつて、平成 26 年度中に事業が完了するものについて前倒し実施するもの。

【対象事業】

- ・耐震補強事業
- ・防災機能強化事業(自家発電設備整備、屋外防災施設整備等)のうち、非構造部材の耐震化に係るもの

3 補正内容及び繰越予定額

(単位：千円)

学校名	事業内容	補正額	財源内訳			繰越予定額
			国支出金	地方債	一般財源	
下関南総合支援学校	普通教室棟外壁改修設計・工事	63,491	21,163	42,300	28	63,491

【概要】

I 教育委員会当初予算の基本的な考え方

県教委では、急激な社会の変化や国の教育改革の動向とともに、本県の子どもたちの状況も踏まえた上で、今後5年間の本県教育の指針となる「山口県教育振興基本計画」を昨年10月に策定し、本県の教育課題に的確に対応した諸施策を総合的・計画的に推進しています。

こうした中、平成26年度一般会計当初予算については、本年2月に知事選挙が行われ、当初予算案を提出する定例県議会の日程等との関係から、通年予算ではありますが経常的経費や継続事業を中心とした、いわゆる「骨格予算」として編成されたところです。

そのような中であっても、高等学校授業料無償化の見直しに伴う対応など、年度当初から直ちに対応すべきものについては、子どもたちの学びや学校、家庭、地域の教育活動等に影響が生じることのないよう、所要の予算を計上しています。

なお、これからの県づくりを具体化するための新規事業等につきましては、あらためて「肉付け予算」として、追加の補正予算措置を検討することとしています。

II 予算規模等

1 予算規模

(単位:千円、%)

区 分	平成 26 年度			平成 25 年度		増減額(A-B)
	当初予算額 A	構成比	対前年度比	当初予算額 B	構成比	
教育委員会所管	134,336,831	20.6	100.3	133,929,506	19.3	407,325
県一般会計	653,303,737	—	94.2	693,259,344	—	△39,955,607

2 内 訳

【目的別内訳】

(単位:千円、%)

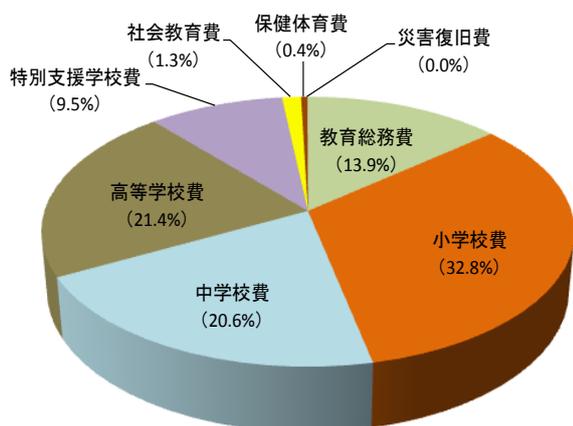
区 分	平成 26 年度		平成 25 年度	増減額(A-B)
	当初予算額 A	対前年度比	当初予算額 B	
教育総務費	18,613,819	103.9	17,912,020	701,799
小学校費	44,036,600	98.3	44,792,916	△756,316
中学校費	27,681,954	99.4	27,837,184	△155,230
高等学校費	28,768,688	100.3	28,671,935	96,753
特別支援学校費	12,792,547	103.7	12,340,045	452,502
社会教育費	1,793,603	100.8	1,778,683	14,920
保健体育費	589,620	109.9	536,723	52,897
災害復旧費	60,000	100.0	60,000	0
計	134,336,831	100.3	133,929,506	407,325

【経費別内訳】

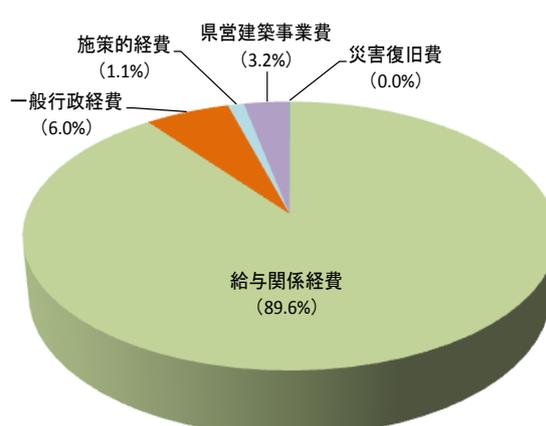
(単位:千円、%)

区 分	平成 26 年度		平成 25 年度	増減額(A-B)
	当初予算額 A	対前年度比	当初予算額 B	
給与関係経費	120,374,394	98.9	121,758,243	△1,383,849
一般行政経費	8,067,618	102.7	7,858,879	208,739
施策的経費	1,544,616	247.8	623,243	921,373
県営建築事業費	4,290,203	118.2	3,629,141	661,062
災害復旧費	60,000	100.0	60,000	0
計	134,336,831	100.3	133,929,506	407,325

【目的別内訳】



【経費別内訳】



Ⅲ 高等学校授業料無償化の見直し

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、国において、これまでの高等学校授業料無償化制度が見直され、平成 26 年度から新たな制度が実施されることから、本県においてもこれに対応した所要の予算措置を講ずる。

新 公立高等学校等就学支援事業

819, 213

公立高校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、新たに国の制度に沿って一定の所得制限を設けた上で、授業料相当額として就学支援金を支給する。（※平成 26 年度入学者から学年進行で実施）

[見直しの概要（公立高校関係）]

《負担割合》国 10/10

項目	現行制度	新制度
対象者	公立高等学校に在籍する生徒 (中等教育学校(後期課程)を含む)	公立高等学校に在籍する生徒 (中等教育学校(後期課程)を含み、市立分も県で予算措置)
支給額	不徴収 ※不徴収相当額は、国交付金及び交付税により措置	就学支援金 全日制 9,900 円/月 定時制 900 円/月 通信制 100 円/単位
所得要件	なし	市町村民税所得割額 304,200 円(年収約 910 万円) 未満

※その他、高校中退者が再度入学し、学び直す場合において、卒業までの最長 2 年間、就学支援金と同様の支援を行う「学び直し支援事業」を実施

新 国公立高校生奨学給付金事業

114, 774

授業料以外の教育費負担の軽減を図り、生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給する。（※平成 26 年度入学者から学年進行で実施）

[対 象 者] 市町村民税非課税世帯に属する国公立の高校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3 学年)等に在学する生徒

[給付年額等]

《負担割合》国 1/3 県 2/3

区分	給付年額	支給額の考え方
生活保護世帯	32,300 円	修学旅行費相当額
生活保護世帯以外	第 1 子の高校生等がいる世帯 37,400 円 (通信制 27,800 円)	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額
	23 歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第 2 子以降の高校生等がいる世帯 129,700 円 (通信制 36,500 円) ※通信制は、教科書費、教材費及び学用品費が支給対象経費	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA 会費等相当額

議案第3号参考資料

知事等の給与の特例に関する条例

1 制定の趣旨

国の要請に基づく給与減額措置は、平成25年度末で終了するが、県の厳しい財政状況等に鑑み、知事、副知事、公営企業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料については、引き続き、減額措置を実施するものである。

2 条例の内容

(1) 実施内容

対象職員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 常勤の監査委員 教育長	給料月額5%

ただし、手当の基礎となる給料月額の額については、減額前の額とする。

(2) 実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第4号『附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出
について（報告承認）』

議案第4号参考資料

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 平成25年10月4日付25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」において、「教育委員会に設置されている『就学指導委員会』については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、『教育支援委員会』（仮称）といった名称とすることが適当であること。」と示されたため。
- (2) 平成19年3月の学校教育法施行令の一部改正により、「心身の故障」という用語が「障害」に改められたため。
- (3) 教育支援委員会（就学指導委員会）は障害のある子どもに関する審議を行う場であることが現在では共通理解されており、当該委員会名において「障害児」と明示する必要がなくなったため。

2 改正の概要

- (1) 別表の「山口県心身障害児就学指導委員会」を「山口県教育支援委員会」に改める。
- (2) 担任する事務について、「心身に」を削り、「就学指導に」を「教育支援に」に改める。

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第5号『山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第5号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	2,236	2,220	△16	学級減等 △16人
	校長及び教員以外の職員	530	526	△4	学級減等 △4人
	計	2,766	2,746	△20	
中等教育学校	校長及び教員	61	61	0	
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	68	68	0	
特別支援学校	校長及び教員	1,223	1,246	23	学級増等 23人
	校長及び教員以外の職員	159	159	0	
	計	1,382	1,405	23	
中学校	校長及び教員	3,155	3,147	△8	学級減等 △19人 定数改善等 11人
	校長及び教員以外の職員	189	185	△4	学級減等 △4人
	計	3,344	3,332	△12	
小学校	校長及び教員	5,224	5,199	△25	学級減等 △49人 定数改善等 24人
	校長及び教員以外の職員	414	405	△9	学級減等 △9人
	計	5,638	5,604	△34	
合計	校長及び教員	11,899	11,873	△26	
	校長及び教員以外の職員	1,299	1,282	△17	
	計	13,198	13,155	△43	

3 施行期日

平成26年 4月 1日

議案第6号『山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第6号参考資料

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

1 改正する条例

- (1) 山口県使用料手数料条例
- (2) 下関漁港管理条例
- (3) 山口県漁港管理条例
- (4) 山口県立都市公園条例
- (5) 山口県青少年自然の家条例
- (6) 山口県立美術館条例
- (7) 山口県山口宇部空港管理条例
- (8) 山口県セミナーパーク条例
- (9) 山口県国際総合センター条例
- (10) 山口県民文化ホール条例
- (11) 山口県健康づくりセンター条例
- (12) 一般海域の利用に関する条例
- (13) 山口県芸術村条例
- (14) 山口県民芸術文化ホール条例
- (15) 山口県漁港土砂採取料等徴収条例
- (16) 山口県河川流水占用料等徴収条例
- (17) 山口県港湾占用料等徴収条例
- (18) 山口県海岸占用料等徴収条例
- (19) 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例
- (20) 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例
- (21) 山口県フラワーランド条例
- (22) 山口県防災センター条例

2 改正の理由

- (1) 消費税及び地方消費税の税率改正（5%→8%）に伴うもの
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの
- (3) 水質基準に関する省令の改正に伴うもの

3 改正の内容

別添のとおり

4 施行期日

平成26年4月1日

5 経過措置

第7条（山口県山口宇部空港管理条例）の規定は、施行の際、現に山口宇部空港に停留している航空機に係る停留料については、従前の金額を適用

6 改正による増収見込額

消費税率引上げに伴うもの	40,752 千円
標準政令の改正に伴うもの	3,845 千円
合 計	44,597 千円

第1条 山口県使用料手数料条例

別表第一

1～8 (略)

9 教育委員会関係使用料手数料

名称	区分	単位	現行金額(円)	改定金額(円)	備考
図書館使用料	レクチャールーム	一時間につき	3,900	4,010	
教育職員免許状授与等手数料	免許法認定講習の実施	一科目につき	1,500	1,530	

11 (略)

第2条～第4条 (略)

第5条 山口県青少年自然の家条例

別表

名称	区分	単位	現行金額(円)	改定金額(円)	備考	
山口県油谷青少年自然の家、山口県十種ヶ峰青少年自然の家	宿泊を伴う使用	その他の者 一日一人につき	440	450		
山口県秋吉台青少年自然の家	宿泊を伴う使用	一日一人につき	440	450		
山口県由宇青少年自然の家	一般宿泊室 専用使用	一日につき	7,000	7,200		
		集団宿泊室 専用使用				
	宿泊する場合	一日につき	16,000	16,450		
		午前九時から正午まで	2,520	2,590		
	宿泊しない場合	午後一時から午後五時まで	3,350	3,440		
		午後六時から午後十時まで	4,180	4,290		
	器具の使用	午前九時から午後五時まで	5,870	6,030		
		午後一時から午後十時まで	7,530	7,740		
	延長料一時間につき	午前九時から午後十時まで	10,050	10,330		
		延長料一時間につき 一点又は一組一回につき	1,050 1,000	1,080 1,020	の範囲内で知事が定める額	
	研修室 専用使用 平日	平日	午前九時から正午まで	1,470	1,510	
			午後一時から午後五時まで	1,950	2,000	
		休日等	午後六時から午後十時まで	2,440	2,500	
			午前九時から午後五時まで	3,420	3,510	
器具の使用		午後一時から午後十時まで	4,390	4,510		
		午前九時から午後十時まで	5,860	6,020		
延長料一時間につき		午前九時から正午まで	1,760	1,810		
		午後一時から午後五時まで	2,340	2,400		
延長料一時間につき		午後六時から午後十時まで	2,920	3,000		
		午前九時から午後五時まで	4,100	4,210		
延長料一時間につき		午後一時から午後十時まで	5,260	5,410		
		午前九時から午後十時まで	7,030	7,230		
延長料一時間につき 一点又は一組一回につき		延長料一時間につき	730	750		
		一点又は一組一回につき	1,000	1,020	の範囲内で知事が定める額	
創作室 専用使用 平日	平日	午前九時から正午まで	1,500	1,540		
		午後一時から午後五時まで	1,990	2,040		
		午後六時から午後十時まで	2,490	2,560		
		午前九時から午後五時まで	3,490	3,580		

名 称	区 分	単 位	現行金額(円)	改定金額(円)	備 考
	休日等	午後一時から午後十時まで	4,480	4,600	
		午前九時から午後十時まで	5,980	6,150	
		延長料一時間につき	620	630	
		午前九時から正午まで	1,800	1,850	
		午後一時から午後五時まで	2,380	2,440	
		午後六時から午後十時まで	2,980	3,060	
		午前九時から午後五時まで	4,180	4,290	
		午後一時から午後十時まで	5,370	5,520	
		午前九時から午後十時まで	7,170	7,370	
		延長料一時間につき	740	760	
	器具の使用	一点又は一組一回につき	1,230	1,260	
			の範囲内で知事が定める額	の範囲内で知事が定める額	
	イベントホール 専用使用 平日	午前九時から正午まで	2,700	2,770	
		午後一時から午後五時まで	3,590	3,690	
		午後六時から午後十時まで	4,480	4,600	
		午前九時から午後五時まで	6,290	6,460	
		午後一時から午後十時まで	8,070	8,300	
		午前九時から午後十時まで	10,770	11,070	
		延長料一時間につき	1,120	1,150	
	休日等	午前九時から正午まで	3,240	3,330	
		午後一時から午後五時まで	4,300	4,420	
		午後六時から午後十時まで	5,370	5,520	
		午前九時から午後五時まで	7,540	7,750	
		午後一時から午後十時まで	9,680	9,950	
		午前九時から午後十時まで	12,920	13,280	
		延長料一時間につき	1,340	1,370	
	器具の使用	一点又は一組一回につき	6,640	6,820	
			の範囲内で知事が定める額	の範囲内で知事が定める額	
	控室 専用使用	午前九時から正午まで	1,650	1,690	
		午後一時から午後五時まで	2,190	2,250	
		午後六時から午後十時まで	2,740	2,810	
		午前九時から午後五時まで	3,840	3,940	
		午後一時から午後十時まで	4,930	5,070	
		午前九時から午後十時まで	6,580	6,760	
		延長料一時間につき	680	690	
	音楽室 専用使用 器具の使用	一時間につき	700	720	
		一点又は一組一回につき	2,880	2,960	
			の範囲内で知事が定める額	の範囲内で知事が定める額	

名 称	区 分	単 位	現行金額(円)	改定金額(円)	備 考	
	交歓室 専用使用 平日	午前九時から正午ま	1,770	1,820		
		午後一時から午後五 時まで	2,350	2,410		
		午後六時から午後十 時まで	2,940	3,020		
		午前九時から午後五 時まで	4,120	4,230		
		午後一時から午後十 時まで	5,290	5,440		
		午前九時から午後十 時まで	7,060	7,260		
		延長料一時間につき	730	750		
		休日等	午前九時から正午ま	2,120	2,180	
			午後一時から午後五 時まで	2,820	2,900	
			午後六時から午後十 時まで	3,520	3,620	
	午前九時から午後五 時まで		4,940	5,080		
	午後一時から午後十 時まで		6,340	6,520		
	午前九時から午後十 時まで		8,470	8,710		
	延長料一時間につき		870	890		
	器具の使用	一点又は一組一回に つき	1,000	1,020		
			の範囲内で知事が 定める額	の範囲内で知事が 定める額		
	キャンプ場	専用使用	一日一区画につき	1,200	1,230	
			の範囲内で知事が 定める額	の範囲内で知事が 定める額		
	器具の使用	一点又は一組一回に つき	940	960		
			の範囲内で知事が 定める額	の範囲内で知事が 定める額		

第6条～第22条 (略)

議案第7号『山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第7号参考資料

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

現行の授業料無償化制度を改正し、一定の所得要件の下に授業料等を原則徴収するため、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が平成25年12月4日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、授業料等について規定している「山口県使用料手数料条例（昭和31年3月27日山口県条例第1号）」を改正する必要がある。

〔改正項目〕

教育委員会関係使用料手数料

高等学校授業料及び受講料、並びに中等教育学校（後期課程）授業料

2 改正の内容

前述の改正法の趣旨を踏まえ、次の3点について改正を行う。

①原則不徴収としていた授業料等を原則徴収とする。

〔別表第一（第二条関係）9教育委員会関係使用料手数料
表一の項（高等学校）の備考1の削除
表一の三の項（中等教育学校）の備考2の削除〕

②改正法の適用が学年進行で実施されることから、施行期日前から高等学校等に在学する者に対しては、引き続き従前の条例が適用されるよう経過措置を設ける。

（附則中に（経過措置）を追記）

③授業料等のうち、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る観点から、徴収しないことが相当と認められる額として知事が別に定める額については、これを徴収しない。

〔別表第一（第二条関係）9教育委員会関係使用料手数料
表一の項（高等学校）の備考4を追記
表一の三の項（中等教育学校）の備考3を2とし記述を修正〕

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第8号『一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第8号参考資料

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

へき地学校1級地に指定されている周防大島町立和田小学校が廃校となることから、当該小学校のへき地学校指定を解除するため、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

へき地学校1級地の「周防大島町立和田小学校」を削る。

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第9号『山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第9号参考資料

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成24年4月に徳山高校徳山北分校及び防府高校佐波分校を開校し、徳山北高校及び佐波高校の生徒募集を停止したところ、平成25年度末をもって徳山北高校及び佐波高校の在籍者がなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

2 概要

別表山口県立徳山北高等学校及び山口県立佐波高等学校の項を削除する。

【参考】各校の沿革

○ 徳山北高等学校

昭和19年 山口県立都濃農林学校開校
昭和23年 山口県立都濃高等学校開校
昭和51年 山口県立徳山北高等学校と改称
平成24年 山口県立徳山高等学校徳山北分校開校
平成26年 山口県立徳山北高等学校を廃止

○ 佐波高等学校

昭和20年 山口県立佐波農林学校開校
昭和23年 山口県立佐波農業高等学校開校
昭和24年 山口県立佐波高等学校と改称
平成24年 山口県立防府高等学校佐波分校開校
平成26年 山口県立佐波高等学校を廃止

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第10号『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第10号参考資料

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 主旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、山口県社会教育委員の定数及び任期に関する条例、山口県青少年問題協議会設置条例、山口県固定資産評価審議会条例、山口県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例、公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例、山口県留置施設視察委員会条例、地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例、地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部を改正する。

2 関係条例の整備内容

(1) 山口県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年山口県条例第56号）の一部改正

社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとされたため、条例の一部を改正する。

改正の内容 条例の題名を「山口県社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例」に改めるとともに、山口県社会教育委員の委嘱の基準を新たに規定し、委員の定数を改める。

(2)～(8) 略

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

議案第 11 号『損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について(報告承認)』

議案第 11 号参考資料

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

1 事故発生日時

平成 21 年 10 月 16 日 午後 1 時 20 分頃

2 事故発生場所

下関市富任町 8 丁目 9 番 1 号
山口県立下関総合支援学校内

3 損害賠償の相手方

下関市伊倉町 1 丁目 3 番 6 号 秋本 真実
東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号 三井化学健康保険組合
※三井化学健康保険組合は、被害者が健康保険を利用した為、代位請求

4 事故の概要

山口県立下関総合支援学校において介助中に発生した山口県立下関総合支援学校勤務の職員による公務上の事故

5 損害の程度

人身の損害 上顎前歯部外傷性歯牙破折・歯髄炎

6 過失割合

過失割合については、県：相手方＝10：0とする。

7 損害賠償の額

金 1,220,558 円

(内訳)

秋本 真実

治療費	79,965 円
慰謝料	900,000 円
通院交通費	16,122 円
通院付添費	132,000 円
県が免責される額	△107,246 円
小計	1,020,841 円

三井化学健康保険組合

保険給付額	199,717 円
小計	199,717 円

8 専決処分年月日

平成 26 年 2 月 19 日

◆『山口県いじめ防止基本方針』について、報告された。

【概要】

報告事項 1

山口県いじめ防止基本方針（概要）

はじめに 「山口県いじめ防止基本方針策定の経緯」「全校体制での組織的な取組」「社会総がかりの取組」

第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

■1 いじめとは

- 定義 「法による定義」「いじめられた児童生徒の立場に立った判断」「組織による認知」
- 特徴及び構造 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめの四層構造」

■2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめの防止 「児童等は、いじめを行ってはならない（法第4条）」「山口県人権推進指針に基づく、一人ひとりを大切にする教育の推進」「県民全体へ向けた普及啓発」
- いじめの早期発見・早期対応 「見えにくいいじめへの危機意識」「組織体制の整備」
- 家庭・地域との連携 「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制の構築」
- 関係機関等との連携 「学校・関係機関・教育機関等との情報共有体制の構築」

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

■1 いじめの防止等のために県が実施する施策

- 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置
「有識者、専門家、学校、教育委員会、知事部局、関係機関・団体等の連携強化」
- 「いじめ問題調査委員会」の設置 「県教委による第三者委員会の設置」「私立学校・市町への支援」
- いじめの防止等に係る施策の推進（県立学校を所管する県教委として実施する施策・市町教委へ指導助言又は支援を行う県教委としての実施する施策・私立学校を所轄する知事として実施する施策）
「人材確保・教職員研修の充実等の基盤整備」「相談窓口の周知・徹底」等
- いじめの防止等のための財政上の措置 「必要な財政上の措置、人的体制の整備」

■2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

- 「学校いじめ防止基本方針」の策定 「家庭や地域と連携した具体的ないじめ対策全体に関わる取組」
- 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
「外部専門家を含む構成」「学校基本方針の評価・検証・改善」「学校いじめ対策の中核」
- 人権が尊重された学校づくり
「いじめは人間として、絶対に許されない」「互いの人格の尊重」「人権教育への取組」
- 豊かな心を育む教育の推進
「教育活動全体を通じた道徳教育」「規範意識の醸成」「他者への思いやりや社会性を育む取組」
- いじめの防止等に関する措置
「アンケートや教育相談等による早期発見」「特定の教職員で抱え込まず組織による早期対応」

■3 重大事態への対応

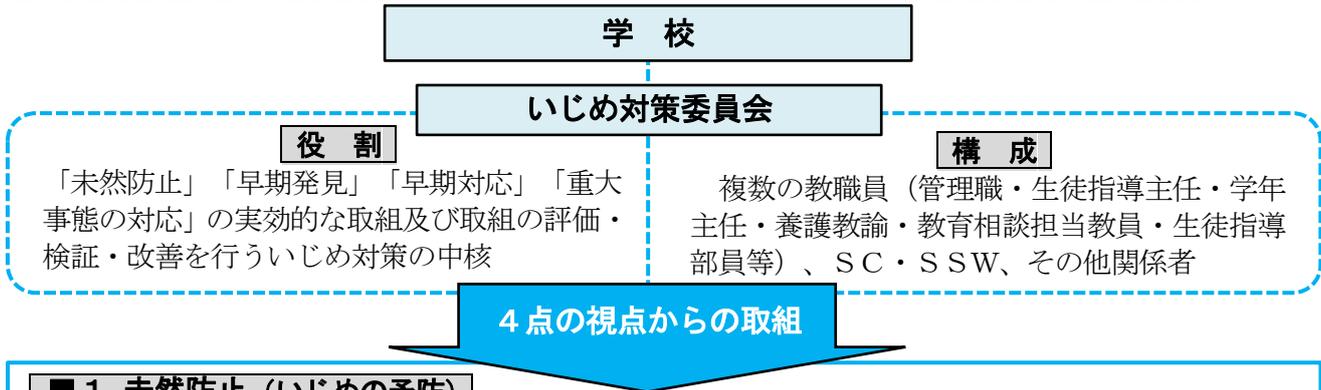
- 重大事態の判断及び報告
「重大事態とは」「知事への発生報告（県立学校・私立学校）」「児童生徒・保護者による申し立て」
- 重大事態の調査
 - ① 調査の主体の決定 「県教委又は学校法人による判断（学校主体、県教委又は学校法人主体）」
 - ② 調査の趣旨 「客観的な事実関係を明確にするための調査」
 - ③ 調査の組織 「学校主体：いじめ対策委員会」「県教委主体：いじめ問題調査委員会」
 - ④ 調査結果の報告及び提供 「いじめを受けた児童生徒・保護者への適切な情報提供」「いじめを受けた児童生徒・保護者の所見」「知事への結果報告（県立学校・私立学校）」「自殺の背景調査」
- 再調査及び措置等
「知事による調査結果の再調査」「知事から県議会への結果報告（県立学校）」
- 留意事項
「事実に真摯に向き合う姿勢」「質問紙調査」「心のケア・学校機能の回復」

III その他の重要事項

- 山口県いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及び改訂

第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

I. 学校が行う具体的な取組



■ 1 未然防止（いじめの予防）

- 生徒指導・教育相談の充実・強化
「教職員の資質能力の向上」「児童生徒の行動観察」「児童生徒理解」「校種間連携の促進」
- 学校の教育活動を通じた取組
「各教科・総合的な学習の時間」「道徳教育」「特別活動等における児童生徒の主体的な活動」
- 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
「学校基本方針の評価・検証・改善」「いじめ対策委員会による情報集約と情報共有」
- 家庭・地域との連携
「大人の意識の向上」「日頃からの信頼関係づくり」「地域の情報ネットワーク」「情報発信」

■ 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- 校内指導体制の確立
「複数の教職員による指導体制づくり」「教育相談担当・養護教諭の役割」
- 具体的な取組
「日常の観察」「生活アンケート」「教育相談」「ふれあいの時間」「研修の充実」「相談窓口の周知」
- 家庭・地域との連携
「学校運営協議会や地域協育ネット等の取組による開かれた学校づくり」「保護者懇談会の開催」

■ 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- 学校の体制づくり
「いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例」
- 対応する上での留意点
「児童生徒・保護者への対応」「臨時保護者会の開催」「いじめのアフターケア」
- 教育相談の在り方
「いじめられている児童生徒・いじている児童生徒への教育相談」
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
「初期対応」「関係機関との連携」「被害拡大の防止」
- 保護者との連携
「いじめられている児童生徒・いじている児童生徒の保護者への対応」「臨時保護者会の留意点」
- 地域・関係機関との連携
「学校と地域との連携」「学校と関係機関との連携」「やまぐち児童生徒サポートライン」

■ 4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

- 重大事態の判断
「いじめ対策委員会の判断」「県教委・学校法人からの指導助言」
- 重大事態への対応
「全容解明と早期対応」「いじめられている児童生徒・いじている児童生徒への対応」
- 学校による調査
「全容解明に向け、外部専門家と連携した調査」「調査の進捗状況及び結果等についての説明」
- 調査に当たっての留意事項

II. その他

- 学校いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及びいじめ対策に資する積極的な取組

【 質 疑 】

- 岡 野 委 員：「いじめ対策委員会」は各地域へできるということか。県教委に設置される「いじめ問題調査委員会」との違いは何か。
- 学校安全・体育課長：「いじめ対策委員会」は外部人材の参画を得て、各学校に設置するものである。この組織が各学校でのいじめ対策の中核を担う組織となる。
- 岡 野 委 員：県教委には「いじめ問題調査委員会」、各学校には「いじめ対策委員会」が設置されるということだが、市町教委など地域には何らかの組織が設置されるのか。
- 学校安全・体育課長：市町教委も県教委と連携を取っており、県と同じような形で、連絡協議会が立ち上がると考えている。また、市町教委も各市町において、「いじめ防止基本方針」を策定すると聞いている。
- 山 縣 委 員 長：本県の「いじめ防止基本方針」で他県とは違う、特徴的なものは何か。
- 学校安全・体育課長：まず、方針全体を2部構成にしたことである。
特に第2部に、学校におけるいじめ防止のための具体的事項を明記することで、各学校がいじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの視点から実効的な取組を行えるよう配慮している。
また、各学校に設置される「いじめ対策委員会」にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参画できるよう支援していることも特徴の一つである。
さらに、体験活動「AFPY（アフピー）」を活用した人間関係づくりや学校適応感調査「f i t（フィット）」の活用、週1生活アンケートの実施といった県独自の取組が随所に配されている点も特徴といえる。

協議事項

◆『山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）見直し』について、協議された。

「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）見直し」（概要）

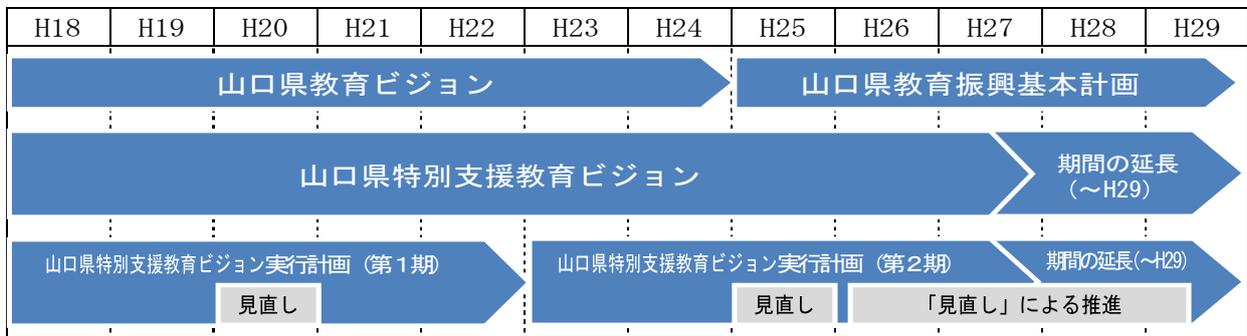
教育庁特別支援教育推進室

1 実行計画の見直し

本年度が「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」の計画期間の中間年に当たることから、これまでの取組状況やその成果を踏まえて見直しを行い、本計画に示す中期目標の実現に向けて、本県特別支援教育を積極的に推進する。

【参考】

- 「山口県特別支援教育ビジョン」（H18. 3策定）：施策推進の基本方針
 - ・基本目標：「一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう特別支援教育の実現」
 - ・期間：平成18～27年度（10年間）
- 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」（H23. 1作成）：施策推進の具体的計画
 - ・中期目標：「みんなの心がつながる特別支援教育の推進」
 - ・期間：平成23～27年度（5年間）



※延長した期間において、次期計画を作成

2 「実行計画（第2期）見直し」の作成

（1）実行計画推進委員会での協議

- ・平成24～25年度に、実行計画（第2期）見直しに関する協議を5回実施

（2）パブリック・コメントの実施

- ・平成25年12月25日から平成26年1月24日まで実施し、19人から49件の意見

3 見直し項目及び見直しの概要

（1）総合支援学校における教育の充実

- ・自閉症教育の研究成果を活用した各総合支援学校での授業実践
- ・高等部の職業教育の見直しと多様な進路希望に応じるキャリア教育の推進

（2）特別支援教育の拠点としての総合支援学校

- ・視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターの拡充
- ・より身近な地域で専門的な教育を受けることができる仕組みの検討
- ・各学校の児童生徒数の長期的な見通し等を総合的に勘案した教室等の整備の検討

（3）学習環境の充実

- ・教職員の危機対応力向上や地域との連携強化による総合支援学校の幼児児童生徒の安全確保

（4）理解啓発の推進

- ・フォーラム等の開催地の拡充や地域研修会の内容の充実

（5）教職員の専門性と研修

- ・総合支援学校での実地研修や研修交流による小・中・高等学校教員の実践的指導力の向上
- ・総合支援学校におけるICT活用の取組の成果の普及

（6）人事交流の促進

- ・人事交流の促進に加え、授業研究を伴う講習会、外部人材の参画を得た研修会の実施

4 その他

- 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）見直し案」には、見直しを行った項目のみを示す。
- 見直した項目以外は、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」に基づき取組を継続する。
- 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）見直し」を、市町教委、公私立幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等及び関係機関等の約1,200か所に通知し、広く周知を図る。

**「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し案」に対する
パブリック・コメント結果の概要について**

1 パブリック・コメントの趣旨

「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)」(以下、「第2期実行計画」とする)のこれまでの取組状況や課題等を踏まえて見直した部分を抜粋した、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)見直し案」(以下、「見直し案」とする)を公表し、意見を募集

2 パブリック・コメントの実施状況

- (1) 募集の期間 平成25年12月25日(水)から平成26年1月24日(金)
- (2) 公表の方法 県庁情報公開コーナー、各地方県民相談室、県Webページにより公表
- (3) 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールにより意見を募集

3 意見の提出状況

- (1) 意見の件数 19名から49件
- (2) 意見の内訳

項 目	件 数
「見直し案」(今回見直した部分)に対する意見	31件
IV1 総合支援学校における取組	
(1) 総合支援学校における教育の充実	11件
(2) 特別支援教育の拠点としての総合支援学校	15件
(3) 学習環境の充実	1件
VI4 理解啓発の推進	2件
VII1 教職員の専門性と研修	1件
VII3 人事交流の促進	1件
「第2期実行計画」全体(今回見直した部分以外)に対する意見	18件
本県特別支援教育の充実・実行計画の推進に関すること	2件
総合支援学校に関すること	12件
小・中・高等学校等に関すること	4件

4 見直し案の概要

- (1) 案の修正 提出された49件の意見に対する県の考え方については、次のとおりであり、「見直し案」(「第2期実行計画」の今回見直した部分以外を含む。)に記載済みであることから、修正は行わない。

(2) 主な意見の要旨と意見に対する考え方

主 な 意 見 の 要 旨	意 見 に 対 す る 考 え 方
「見直し案」(今回見直した部分)に対する意見	
IV1 (1) 総合支援学校における教育の充実	
自閉症教育の実践研究の成果の普及の徹底と、個別の教育支援計画の十分な活用が必要である。	研究成果を全総合支援学校に普及するとともに、個別の教育支援計画等を活用した授業実践を進めることとしています。
障害の種別や程度にかかわらず、進路指導・職業教育の充実が必要である。	高等部の職業教育の見直しを進めるとともに、多様な進路希望に対応するキャリア教育を推進することとしています。

IV 1 (2) 特別支援教育の拠点としての総合支援学校	
視覚障害教育の充実、専門性の継承が必要であり、視覚障害教育センター、聴覚障害教育センター拡充による支援の充実を期待する。	視覚障害、聴覚障害のある児童生徒へのきめ細かな指導や支援を行うことのできる体制を構築することとしています。
近辺に総合支援学校のない美祢・長門地域への対応が必要である。	障害のある幼児児童生徒が、より身近な地域で総合支援学校の教育を受けることができる仕組みについて検討することとしています。
教室不足への対応が必要である。	児童生徒数の長期的な見通しや、現在の教室の使用状況、老朽化への対応等を総合的に勘案しながら、教室等の整備に努めることとしています。
IV 1 (3) 学習環境の充実	
総合支援学校の福祉避難所指定への協力など、地域との連携強化が必要である。	総合支援学校のすべての幼児児童生徒の安全を確保するため、教職員の危機対応力の向上や地域との連携の強化を図ることとしています。
VI 4 理解啓発の推進	
共生社会の実現の視点からも、地域の方々の理解促進が必要である。	理解啓発の推進のため、フォーラム等の開催地の拡充や内容の充実を図ることとしています。
VII 1 教職員の専門性と研修	
豊かな人格形成を育む観点に立った実践的指導力の向上が必要である。	総合支援学校での実地研修や研修交流の実施により、教員の実践的指導力の向上を支援することとしています。
VII 3 人事交流の促進	
人事交流に加え、教員全体の実践的指導力の向上が必要である。	人事交流の促進とともに、授業研究を伴う講習会、外部人材の参画を得た研修会等を実施することとしています。
「第2期実行計画」(今回見直した部分以外)に対する意見	
インクルーシブ教育システム構築を踏まえた計画の推進が必要である。	国の動向等も注視しながら本県特別支援教育を着実に進めることとしています。
通学バスの添乗員増員、バリアフリー化が必要である。	通学バスの計画的な整備を進めることとしています。
医療的ケアを必要とする児童生徒の校外学習への対応が必要である。	医療的ケアを必要とする児童生徒の校内における安心・安全な環境の整備をするとともに、校外活動における看護師による支援については、研究を進めることとしています。
特別支援学級、通級による指導の増設や教員の増員が必要である。	市町教委による特別支援学級等の計画的な設置と県教委による市町教委への適切な助言等に努めることとしています。
総合支援学校の対象とならない児童生徒の進路指導の充実が必要である。	市町教委、関係機関と連携した、早期からのきめ細かな進路相談を行うこととしています。
高等学校を支援する体制の一層の充実が必要である。	「第2期実行計画」に、高等学校における発達障害等のある生徒への支援の一層の充実を図ることとしています。
5 今後の予定	
3月3日	■教育委員会会議 パブリック・コメント結果報告、「実行計画見直し案」協議
3月中旬	■県議会文教警察委員会への報告
// 下旬	■「実行計画見直し」公表

◆『山口県子ども読書活動推進計画第3次計画』について、協議された。

【概要】

**「山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）素案
に対するパブリックコメントの概要について**

1 策定の経緯

年 月 日	内 容
H25. 5. 17	国の第3次基本的な計画 閣議決定
10. 7	教育委員会会議 計画の策定について報告
10. 8	第1回山口県子ども読書活動推進協議会 前計画の取組状況及び課題について協議
10. 24	教育委員会会議 計画骨子案について協議
10. 29	第2回山口県子ども読書活動推進協議会 計画骨子案について諮問
11. 21	教育委員会会議 計画素案について協議
11. 26	第3回山口県子ども読書活動推進協議会 計画素案について諮問
12. 9	県議会文教警察委員会 計画素案を報告
H26. 2. 24	第4回山口県子ども読書活動推進協議会 パブリック・コメントを報告、最終案について諮問

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間

平成25年12月25日（水）～平成26年1月24日（金）

(2) 計画素案の公表方法等

県庁1階の情報公開センター、各地方県民相談室等に素案を備えつけるとともに、県民の皆様が自由に閲覧できるよう県ホームページに素案を掲載

(3) 募集方法

はがき、封書、ファックス、Eメールで意見・提案を募集

(4) 提出意見の状況

13名から68件

(5) 意見の内訳

項 目	件 数
計画全般に関するもの	16
家庭での取組に関するもの	1*
地域での取組に関するもの	9
学校での取組に関するもの	43*

※家庭と学校両方に関するもの1件

3 最終案の概要（素案の修正概要）

パブリック・コメントでいただいた68件の意見について検証・検討を行い、必要に応じて、用語解説の追加や記載内容を修正するとともに、その他時点修正を行いました。

(1) パブリック・コメントを反映した主なもの（16件）

意見の内容	修正内容	頁
山口県の第1次計画に関する記述がない	第1章「1 計画策定の趣旨」において、第1次計画について記載	1
子ども読書支援センターについて、目的と役目の説明が必要	「山口県子ども読書支援センター」の脚注を設け、目的と役割を記載	3
「公立図書館と学校図書館や幼稚園・保育所等との連携協力」において、読書指導のみを強調するのではなく、学習活動についても踏まえた内容に修正すること（3件）	学習活動についても記載	6
「学校図書資料のデータベース化」について脚注で説明すること	「学校図書資料のデータベース化」の脚注を設け、説明	8
取組や成果における数値について、全国平均か山口県平均か提示すること	個別に、全国平均か山口県平均か記載	4～10
見出し「学校図書館担当職員の配置」を「学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置」とすること。	「（いわゆる学校司書）」を追記	10
「高等学校においては、兼務で全校に配置しています」とあるが、「高等学校については、事務職員が兼務しています」と記載すること（2件）	「高等学校においては、学校図書館担当職員を兼務する事務職員を全校に配置しています。」に修正	10
新学習指導要領の視点を踏まえた計画にすること。（2件）	「施策の方向」において、「主体的、意欲的な読書活動や学習活動の充実を促すこと」を補足	17
見出し「司書教諭等の配置と資質の向上」を「司書教諭及び学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置と資質の向上」に修正（2件）	「及び学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）」を追記	18
「努力目標」について、現状値の根拠を示すこと。（2件）	現状値の根拠となる調査名を記載	22

(2) その他の修正したもの（3件）

修正理由	修正内容	頁
山口県子ども元気調査（H26.3月公表予定）	最新データに置き換え ・家庭での読書の勧めの時点修正 ・努力目標「(2)学校以外で月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」の時点修正	4 22
美祢市が「美祢市子ども読書活動推進計画」を策定	子ども読書活動推進計画を策定した市町について、17市町→18市町へ変更	5 6 14
山口県子ども読書活動推進協議会において、子どもの読書に関わる人たちのネットワークの構築についても協議することを明記	「子どもの読書に関わる人たちの」を追記	23

4 今後のスケジュール

時期	内容
3月3日	教育委員会会議 パブリック・コメントの結果報告、最終案協議
3月中旬	県議会文教警察委員会への報告
3月下旬	策定・公表
4月	計画冊子配布